

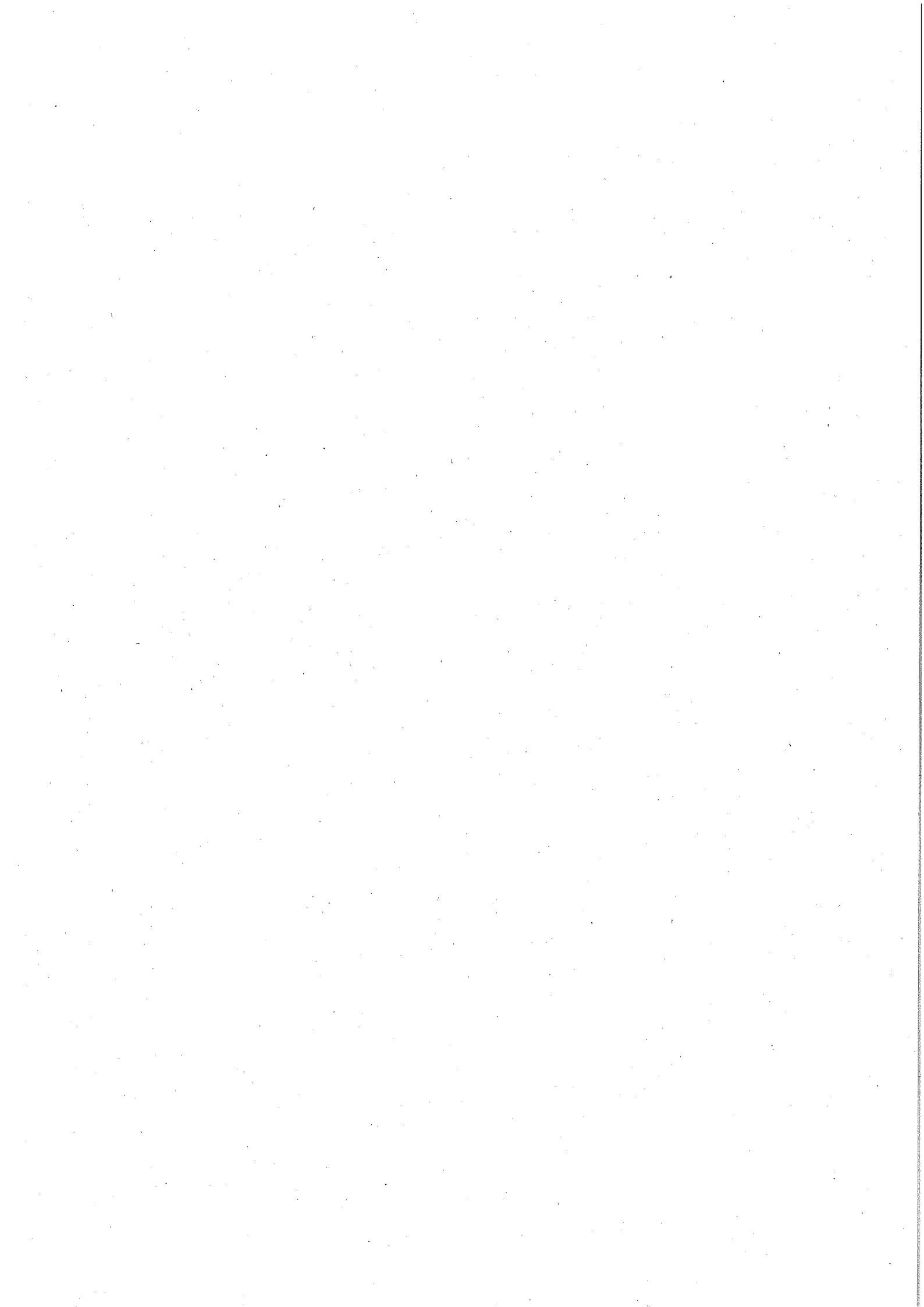
議案第 1 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年8月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第19条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項及び第3項の規定の」に改める。

(野田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の分限に関する条例(昭和26年野田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(野田市公務員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 野田市公務員等の旅費に関する条例(昭和29年野田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第6項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることが

できる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年野田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(野田市消防団条例の一部改正)

第6条 野田市消防団条例(平成10年野田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

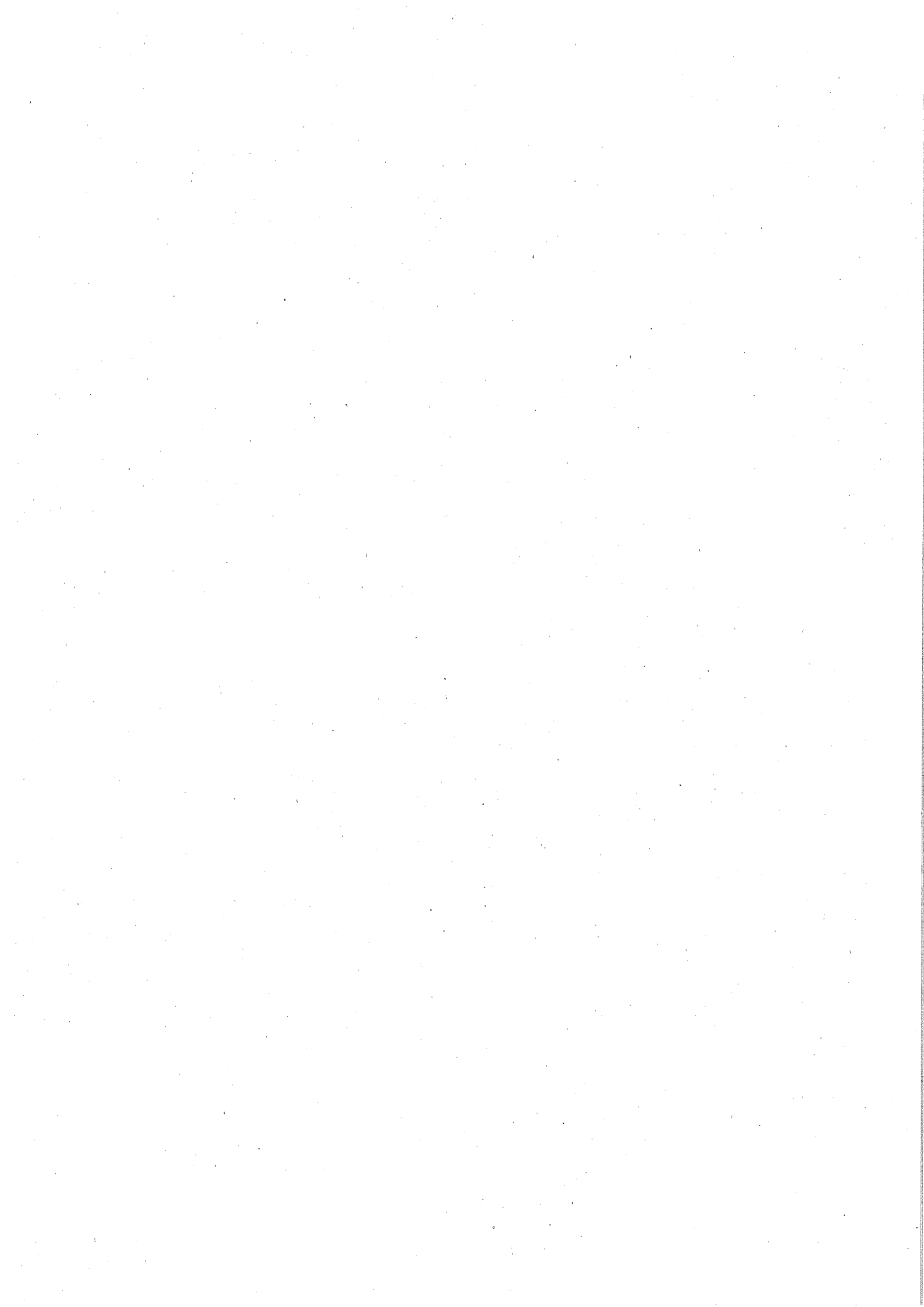
第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正等に伴い、成年被後見人又は被保佐人に該当した場合に係る関係条例の規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。



参考資料

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第 19 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 19 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲内において別に市長が定める日(次条及び第 19 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>	<p>(期末手当) 第 19 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 19 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲内において別に市長が定める日(次条及び第 19 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計とする。</p>	<p>4 前 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計とする。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>第 19 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p>	<p>第 19 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(<u>法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。</u>)</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第 20 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲</p>	<p>第 20 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して 1 箇月を超えない範囲</p>

<p>内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~5 (略) (休職者の給与) 第 22 条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第 19 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第 19 条第 1 項の規定により別に市長が定める日に、それぞれ第 2 項及び第 3 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>内において別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~5 (略) (休職者の給与) 第 22 条 (略) 2~4 (略)</p> <p>5 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 19 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、第 19 条第 1 項の規定により別に市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p>
--	---

○ 野田市職員の分限に関する条例(昭和26年野田市条例第33号)(第2条関係)

改正案	現行
<p>(失職の特例) 第 7 条 任命権者は、法第 16 条第 1 号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮</p>	<p>(失職の特例) 第 7 条 任命権者は、法第 16 条第 2 号の規定に該当するに至った職員のうち、禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮</p>

<p>して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

○ 野田市公務員等の旅費に関する条例 (昭和29年野田市条例第5号) (第3条関係)

改正案	現行
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由及びこれらに準ずる事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関の事故又はその者の責めに帰することができない事故により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。)の全部又は一部をそう失した場合に、そのそう失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号から第5号まで又は第29条第1項各号に掲げる事由及びこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又はその者の責めに帰することができない事故により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。)の全部又は一部をそう失した場合に、そのそう失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>

○ 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職をした者又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3. (略)</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)をした者又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年野田市条例第13号）（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当）</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>

○ 野田市消防団条例（平成10年野田市条例第34号）（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>(欠格条項) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (削る。) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 第 8 条第 1 項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 <u>(3)</u> (略)</p>	<p>(欠格条項) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 <u>(1)</u> 成年被後見人又は被保佐人 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> 第 8 条第 1 項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 <u>(4)</u> (略)</p>

